⑴　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　前項に規定する特別な理由がある場合とは、被補佐人、被補助人、及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但し書きに規定する行為）である場合とする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑷　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。
⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延べ面積15,000㎡以上の病院施設。
②　共同企業体の代表者以外の構成員
鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積7,000㎡以上の病院施設。
⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者又は同等以上の知識及び技術又は技能を有する者であること。
②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

３　総合評価に関する事項
⑴　総合評価の方法
標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。（詳細は入札説明書による。）
⑵　評価項目及び評価基準
企業の高度な技術力「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」（ドライエリア擁壁コンクリートひび割れ防止対策、省資源・リサイクル、環境の維持、特別な安全対策、長期的な維持管理を考慮した屋上庭園及び壁面緑化）及び「工事全般の施工計画」（施工上配慮すべき技術的所見）により評価を行い、評価点数を算出する。（詳細は入札説明書による。）
⑶　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。
⑷　技術提案書に対するヒアリング
技術提案書に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
４　入札手続等
⑴　担当部署
〒739―8511 広島県東広島市鏡山一丁目３番２号　国立大学法人広島大学　財務・総務室施設企画グループ施設経理担当　電話082―424―6106・6107
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び方法
平成21年９月25日（金）から平成21年12月３日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで　上記４⑴に同じ
交付に当たっては、無料とする。
⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び方法
平成21年９月25日（金）から平成21年10月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに、電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参すること（郵送又は電送による提出は認めない。）。
⑷　共同企業体の申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
上記４⑶に同じ。
⑸　見積りを行うために必要な現場説明書、図面等の交付期間、交付場所及び方法
入札説明書に同封する図面等購入申込書に従って購入するものとする。この場合においては、実費を徴収する。
図面等の購入期間は、平成21年11月６日（金）から平成21年11月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までとする。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、平成21年12月３日（木）12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送すること（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成21年12月３日（木）12時00分までに必着とする。）。電送による提出は認めない。
開札は、平成21年12月４日（金）10時00分
広島大学本部棟６階施設打ち合わせ室において行う。
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当職が確実と認める金融機関の入札保証保険契約若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約を受けた場合には、入札保証金の納付を免除する。